

527

0455

令和 5 年 12 月 / 2 日

三重県知事 一見勝之 殿

医療法人住所	三重県松阪市小黒田町 2 5 1 番地 2
医療法人の名称	医療法人がまの穂会
理事長	清 水 由 晴
電 話	0 5 9 8 (2 1) 2 8 0 6

決 算 届

令和 4 年 1 0 月 1 日 から 令和 5 年 9 月 3 0 日 までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4年10月 1日 至 令和 5年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 がまの穂会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 松阪市小黒田町2 5 1 番地2
- (3) 設立認可年月日 平成 16 年 6 月 25 日
- (4) 設立登記年月日 平成 16 年 7 月 12 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第4 2条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	清水医院	2410705681	三重県松阪市小黒田町251番地2	なし

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第4 2条の3第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 4年11月24日 令和3年度決算の決定
 令和 5年 9月21日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 がまの穂会
所在地 松阪市小黒田町251番地2

※医療法人整理番号 0455

財 産 目 録
(令和 5年 9月30日現在)

1. 資 産 額 68,819,510 円
2. 負 債 額 6,603,656 円
3. 純 資 産 額 62,215,854 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,571,263
B 固 定 資 産	49,248,247
C 資 産 合 計 (A+B)	68,819,510
D 負 債 合 計	6,603,656
E 純 資 産 (C-D)	62,215,854

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人がまの穂会
所在地 三重県松阪市小黒田町251番地2

※医療法人整理番号 0455

貸借対照表
(令和5年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	19,571	I 流動負債	6,220
II 固定資産	49,248	II 固定負債	382
1 有形固定資産	9,793	負債合計	6,603
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	39,454	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	52,215
		純資産合計	62,215
資産合計	68,819	負債・純資産合計	68,819

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 がまの穂会
理事長 清水由晴 殿

私は、医療法人 がまの穂会の令和4年会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年11月23日

医療法人 がまの穂会

監事 本村 義質